

男女共同参画に関する事業所調査

ご協力のお願い

平素より市政についてご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

成田市では、現在、あらゆる場に男女が共に参画し、協働するまちづくりに取り組んでおりますが、令和3年度から始まる次期「成田市男女共同参画計画 成田市 DV 対策基本計画 成田市女性活躍推進計画」の策定にあたり、皆さまの男女共同参画社会に対するご意見をお伺いすると共に、皆さまの意識の移り変わりを調べ、市が今後に取り組むべき施策に反映させるため、調査を行うことといたしました。

本調査の実施にあたり、経済センサスより成田市内の事業所から1,000事業所を無作為に抽出し、調査票を送付させていただきました。

調査票には、貴事業所名や所在地等を記入していただく必要はありません。また、調査の結果は、統計的に処理いたしますので、事業所が特定されることはなく、また他の目的に使用することはありません。

調査結果は、市のホームページ等において報告させていただきます。

ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、調査回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年8月

成田市長 小泉 一成

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご記入いただくにあたり、貴事業所の総務、人事など担当の方にご回答をお願いいたします。
2. 貴事業所について、ご記入をお願いいたします。本店、支店など複数の事業所がある場合は、企業全体ではなく、貴事業所のことをお答えください。
3. 令和2年4月1日時点の状況（実績）をご回答ください。
4. 回答は、質問文にしたがって、あてはまる項目の番号に○をつけてください。なお、「その他」に回答された場合は、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
5. ご記入が済みました調査票は、ご記入漏れがないかお確かめのうえ調査票のみ同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、**8月28日（金）**までにご返送ください。返信用封筒に、差出人の住所、事業所名はお書きになる必要はありません。
6. 回答にはおおむね30分程度かかります。ご多忙のことと存じますが、ぜひ最後までご回答くださいますようお願いいたします。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

成田市市民生活部市民協働課

TEL 0476-20-1507（直通）

FAX 0476-24-1086

Email kyodo@city.narita.chiba.jp

電話の場合は、平日の9時から17時にお願いたします。

男女共同参画社会に関する事業所調査 調査票

貴事業所（宛名の事業所）についてお伺いします。

問1 それぞれの項目について、ご回答ください。

主な業種* (○は1つ)	1. 農業, 林業, 漁業 2. 鉱業, 採石業, 砂利採取業 3. 建設業 4. 製造業 5. 電気・ガス・熱供給・水道業 6. 情報通信業 7. 運輸業, 郵便業 8. 卸売業, 小売業 9. 金融業, 保険業	10. 不動産業, 物品賃貸業 11. 学術研究, 専門・技術サービス業 12. 宿泊業・飲食サービス業 13. 生活関連サービス業・娯楽業 14. 教育, 学習支援業 15. 医療, 福祉 16. 複合サービス事業 17. サービス業 (他に分類されないもの) 15. 分類不能の産業		
区分 (○は1つ)	1. 単独事業所 2. 本社・本店 3. 支社・支店・営業所			
従業員数		男性	女性	合計
	正規	人	人	人
	非正規 <small>(パートタイム、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣労働者等)</small>	人	人	人
管理職数		男性	女性	合計
	事業主・役員相当	人	人	人
	部長相当	人	人	人
	課長相当	人	人	人

* 主な業種：事業が複数の業種にまたがる場合、売上高が最も高い業種をお選びください。

問4 貴事業所では、男女間の格差を解消するためのポジティブ・アクションを行うことについて、どのように思いますか。次の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。(○は1つ)

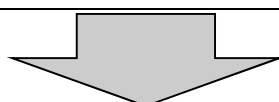
- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 賛成する | 4. 反対する |
| 2. どちらかといえば賛成する | 5. わからない |
| 3. どちらかといえば反対する | |

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

性別による固定的な役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組みのこと

問5 貴事業所では、業務において女性の活躍を積極的に進めていくために、何か取り組まれていることはありますか。それぞれ1～3の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。(○は1つずつ)

	取り組んでいる	検討中	取り組んでいない
1. 女性を積極的に採用している	1	2	3
2. 女性の活躍に関する責任者や担当部署を設け推進体制を整備している	1	2	3
3. 女性が少ない職務や役職において女性を積極的に登用している	1	2	3
4. 性別による評価の差がないように人事考課基準を明確化している	1	2	3
5. 管理職や男性従業員に対して、女性活用の重要性を啓発している	1	2	3
6. 性別に関わらず、業務に必要な知識習得の機会や資格取得の機会を与えている	1	2	3
7. 仕事と家庭の両立支援体制を整備している	1	2	3



1～7の他に取り組まれていることがありましたらお教えてください。

()

ワーク・ライフ・バランスについてお伺いします。

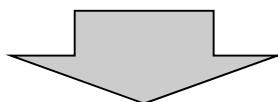
問 6 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランスを進めていくために、どのような取組を実施していますか。それぞれ1～3の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。
(○は1つずつ)

	実施している	検討中	実施していない
1. ノー残業デーを設定している	1	2	3
2. 残業時間を制限している	1	2	3
3. 勤務時間の短縮制度を導入している	1	2	3
4. フレックスタイム制度を導入している	1	2	3
5. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度を導入している (1日の所定労働時間は不変)	1	2	3
6. 在宅勤務制度を導入している	1	2	3
7. 有給休暇の取得を積極的に進めている	1	2	3
8. 就業規則に育児休業制度の規定がある	1	2	3
9. 就業規則に介護休業制度の規定がある			
10. 育児休業・介護休業中の従業員に対して経済的な支援を行っている	1	2	3

問8も
お答えください

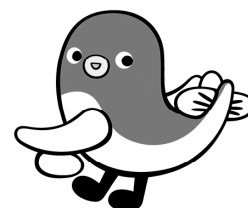
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、個人が、仕事と家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく実現が目指せる社会のことをいいます。



1～10の他に実施していることがありましたらお教えてください。

[]



あと半分
ご協力ください

問 7 貴事業所において、ワーク・ライフ・バランスを推進していく際の問題点について、次の中からあてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)

1. ワーク・ライフ・バランスの必要性に対する管理職や従業員の意識が乏しい
2. 育児や介護の休暇や休業を取りづらい空気が職場にある
3. 顧客対応や長時間開店等への対応が必要なため、制約がある
4. 育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員の確保が難しい
5. 自治体や民間における保育施設・介護施設等の各種サービスが不足している
6. 社会通念上、男性が育児や介護に参加しにくいという意識がある
7. ワーク・ライフ・バランスを推進することで企業側の費用負担が増加する
8. ワーク・ライフ・バランスを推進することによる企業側の効果が不透明である
9. その他 ()

従業員の育児・介護の支援についてお伺いします。

問 8 【育児休業制度・介護休業制度を導入している事業所が対象（問 6 の選択肢 8 または 9 の実施しているに○）】

貴事業所に勤務している従業員について、過去 3 年間（平成 29、30、令和元年度）の育児休業及び介護休業の取得状況をお教えてください。

* 育児休業及び介護休業を申請した時点の年度に計上してください。

		男性	女性			男性	女性
育児休業 取得者数	H29	人	人	介護休業 取得者数	H29	人	人
	H30	人	人		H30	人	人
	R1	人	人		R1	人	人

問 9 以下に挙げる子育てを行う従業員への支援内容について、今後、貴事業所において、導入していくかどうか、それぞれ1～5の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。(○は1つずつ)

	既に導入している	今後導入予定である	導入を検討している	未定である	深夜勤務はない
事業所内保育	1	2	3	4	-
時間外勤務の免除	1	2	3	4	-
法定時間外労働の制限	1	2	3	4	-
育児期間中の短時間勤務	1	2	3	4	-
子どもの看護休暇	1	2	3	4	-
育児休業中の賃金・手当等の経済的支援	1	2	3	4	-
深夜勤務の制限	1	2	3	4	5

問 10 以下に挙げる介護を行う従業員への支援内容について、今後、貴事業所において、導入していくかどうか、それぞれ1～5の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。(○は1つずつ)

	既に導入している	今後導入予定である	導入を検討している	未定である	深夜勤務はない
時間外勤務の免除	1	2	3	4	-
法定時間外労働の制限	1	2	3	4	-
介護期間中の短時間勤務	1	2	3	4	-
介護休暇	1	2	3	4	-
介護休業中の賃金・手当等の経済的支援	1	2	3	4	-
深夜勤務の制限	1	2	3	4	5

ハラスメント対策についてお伺いします。

問 11 貴事業所では、パワハラやセクハラ、マタハラ、パタハラなどの職場のハラスメントに関する取組みを実施していますか。次の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。(○は一つ)

- | | | |
|--------------------------------|---|----------|
| 1. 防止策や対応策など、すでに何らかの取組みを実施している | } | 問 11-1 へ |
| 2. 防止策や対応策など、何らかの取組みを今後実施予定 | | |
| 3. 必要性は感じているが、取組みは進んでいない | } | 問 11-2 へ |
| 4. 取り立てて必要性は感じていない | | |

ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ」「いじめ」のこと。他者に対する発言・行動などが本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり不利益・脅威を与えたりすることで、種類は様々です。主なものについては次のとおりです。

●セクシャル・ハラスメント (セクハラ)

相手の心を傷つけたり不快感を与えたりする「性的いやがらせ」のこと。相手は異性に限らず、同性同士でも起こる場合があります。

●パワー・ハラスメント (パワハラ)

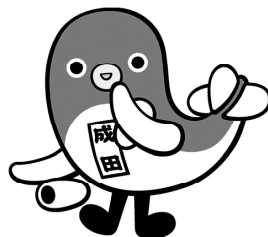
職場などにおいて、職務上の地位や職場内での優位性(権力)を利用した嫌がらせや、職場環境を悪化させる行為のこと。上司と部下の関係に限らず、同僚の関係でも起こる場合があります。ただし、業務上必要な指示や注意・指導などはパワハラにあたりません。

●マタニティ・ハラスメント (マタハラ)

職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせのこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更などもマタハラにあたります。相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こる場合があります。

●パタニティ・ハラスメント (パタハラ)

職場などにおいて、働く男性が育児を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせのこと。男性従業員が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務やフレックス勤務を活用したりすることへの妨害行為等を言います。



あと少しです

問 11-1 問 11 で「1. 防止策や対応策など、すでに何らかの取組みを実施している」または「2. 防止策や対応策など、何らかの取組みを今後実施予定」とお答えの事業所におたずねします。貴事業所では、職場のハラスメントを防止するために、どのような取組みを実施していますか。それぞれ1～3の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。(○は1つずつ)

	実施 している	実施していない	
		実施を 検討中	実施の 予定なし
1. 就業規則などにハラスメント禁止を明記	1	2	3
2. ハラスメント等に関する相談・苦情窓口を設置	1	2	3
3. 冊子やパンフレット等の配布による意識啓発	1	2	3
4. ハラスメントに関する研修・講習等の実施 (外部機関の研修などに、従業員を参加させる場合を含む)	1	2	3
5. 様々なハラスメントに関する実態把握のためのアンケートや調査を実施	1	2	3
6. 相談・苦情を受けた際の対応マニュアルの作成	1	2	3

問 11-2 問 11 で、「3. 必要性は感じているが、取組みは進んでいない」または「4. 取り立てて必要性は感じていない」とお答えの事業所におたずねします。その理由は何ですか。次の中からあてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)

- | |
|--|
| <p>1. 過去に、職場内でセクハラやパワハラ、マタハラ、パタハラなどが発生していないため</p> <p>2. 従業員全体に対して個別に目が行き届き、将来、セクハラやパワハラ、マタハラ、パタハラなどが発生しても個別に対応するので、取り立てて防止策を取る必要がないため</p> <p>3. 従業員のセクハラやパワハラ、マタハラ、パタハラなどに関する認知度や防止策に対する意識が高くなっており、防止策を取る必要がないため</p> <p>4. 財政的に厳しく、対応する余裕がないため</p> <p>5. 業務多忙のため、対応する余裕がないため</p> <p>6. その他（具体的に： _____)</p> |
|--|

成田市の男女共同参画施策についてお伺いします。

問 12 成田市の男女共同参画を促進させるために、今後どのようなことが必要だと思えますか。次の中からあてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)

1. 市の審議会や委員会など、市の政策方針決定の場へ女性の登用の推進
2. 各種団体などの女性リーダーの養成
3. 幼児教育や学校教育において、男女平等の意識の育成
4. 男女平等に関する法律や制度についての情報提供の充実
5. ボランティア活動・NPO 活動の充実
6. 男性の家事・育児等への参画を促すための学習機会の充実
7. 女性の再就職・起業など自立支援のための教育・学習機会の充実
8. 外国人との交流活動の充実
9. 育児休業・介護休業制度などの休暇制度の啓発
10. 保育園や児童ホームの整備など子育て支援の充実
11. 高齢者福祉や障がい者福祉の充実
12. 職場における、男女の均等な取扱いについて周知徹底
13. 農業従事者への家族経営協定の啓発
14. 市職員の男女平等意識の推進
15. 性教育・性に関する学習機会の充実
16. 健康診断・成人病予防など健康管理対策の充実
17. 配偶者等に対する暴力の防止対策の充実
18. 配偶者暴力被害者保護施設（シェルター）の整備
19. 女性のための相談業務の充実
20. 男性のための相談業務の充実
21. 男女共同参画推進条例の整備
22. 男女共同参画推進センターの活用推進
23. その他 ()
24. わからない
25. 特にない

◆成田市の男女共同参画や女性の活躍推進に関して、ご意見等がございましたら、自由にご記入ください。(自由回答)

アンケートは以上です。お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

8月28日(金)までにご返送ください。



